



道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車に乗る人を対象にヘルメット着用が努力義務化されたよ



自転車用ヘルメット

着用促進補助金

対象者

年齢制限なし・新見市に住民票がある人・市税を滞納していない人 など

補助対象

補助対象者本人が着用する自転車用ヘルメット1個分を購入する際に支払った費用から、消費税・送料を差し引いたもの

補助額

補助対象経費に対して、下記の相当額をにーみんポイントで交付

・3,000円以上	3,000円
・2,000円以上3,000円未満	2,000円
・1,000円以上2,000円未満	1,000円

新見市HP



※令和5年12月25日以降に購入したものが対象です

対象となるヘルメット

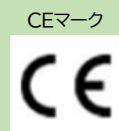
- SGマーク等の安全基準に適合したもの
- 令和5年12月25日以降に購入した、新品のもの



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

申請方法

- 申請書・必要書類を添えて、郵送・窓口（本庁及び各支局など）へ提出
または、申請書・必要書類のデータを添付して、メールで「koutsu@city.niimi.lg.jp」へ送付
※メールの題名を「自転車用ヘルメット着用促進補助金」としてください
- 申請期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※予算上限に達した時点で終了

必要書類

- ①補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）、納税等状況調査同意書（様式第1号）
- ②領収書又はレシートの写し（購入日、購入価格、商品名及び購入先が確認できるもの）
- ③安全基準を満たしていることが確認できる書類等の写し（保証書や取扱説明書の写し、ヘルメット本体に貼付されていることが分かる写真など）
- ④申請者名義の新見市オリジナルICOCAの番号欄の写し

みんなヘルメットをかぶろう！



新見市福祉部交通対策課

問い合わせ先

〒718-8501 新見市新見310-3（新見市役所1階）

TEL：0867-72-6122 FAX：0867-72-6107